

Ⅷ-3. 初回工場審査（1/2）

3-1. 品質管理体制

《製造工場の品質管理体制を評価します》

- 製造工場の品質管理体制を、次のいずれかの基準を選択し構築していただきます。JQAは、基準への適合性を評価いたします。

- 製品製造または加工に必要な技術的生産条件に基づく品質管理体制の場合：
⇒ JIS Q 1001 一般認証指針 附属書B 品質管理体制の審査の基準（A）
- JIS Q 9001に基づく品質管理体制の場合：
⇒ JIS Q 1001 一般認証指針 附属書B 品質管理体制の審査の基準（B）

- 申し込み時には、品質管理体制を「品質管理実施状況説明書」に記述して、ご提出いただきます。

- 外注工場がある場合には、必要に応じて外注工場を審査する場合があります。

3-2. 品質管理責任者

《品質管理責任者の権限と要件を確認します》

- 製造管理部門と独立した必要な権限と能力をもつ。
- 職務に対する権限は：
 - 標準化および品質管理の実施（教育訓練を含む）に関すること。
 - 認証製品のJIS規格への適合性評価結果の承認に関すること。
 - 製品等の出荷承認に関すること。
 - 登録認証機関との連絡および調整に関すること。
- 能力・資格の要件は：
 - 認証製品の製造または加工に必要な技術に関する知識と実務経験。
 - 鋳工業品等認証省令で規定される学校の課程において、品質管理に関する学科を修めたか、あるいはJISCBA（JIS登録認証機関協議会）で規定している講習会基準を満たした、標準化および品質管理に関する講習会の課程を修了。
- 配置場所は：
 - 認証に係る工場または事業場において、配置が必要です。
(詳しくはお問い合わせください)

Ⅷ-3. 初回工場審査（2/2）

3-3. 結果の活用

➤ 品質マネジメントシステム審査登録等の結果を活用

製造工場の品質管理体制がJIS Q 9001に基づいて審査登録されている場合には、その審査登録結果を活用することができます（品質管理体制の基準B）。活用する場合、JIS認証での工場審査の一部を省略します。

例えば、品質管理体制の基準がBの場合で；

- JQAでJIS Q 9001審査登録されていれば、基本的には書類調査と、JIS認証に係る法令等で規定されている確認事項のみの現地調査を実施します。
- JAB等、IAF のMLA に署名している認定機関から認定を受けている審査登録機関にJIS Q 9001審査登録されていれば、その活用についてご相談ください。

MEMO:

- ✓ IAF (International Accreditation Forum, Inc.国際認定機関フォーラム)
マネジメントシステム審査登録機関や製品認証機関などを認定する機関の国際的組織
- ✓ MLA (Multilateral Recognition Arrangement国際相互承認協定)